

草加市審議会等傍聴規則

平成 12 年 4 月 1 日
規則 第 34 号

改正 平成 13 年 2 月 9 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、草加市情報公開条例（平成 12 年条例第 30 号）第 24 条第 2 項の規定により公開と決定された審議会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関をいう。以下同じ。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

第 2 条 審議会等の長は、あらかじめ傍聴定員を定めるものとする。

2 傍聴希望者が前項の定員に達したときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴証)

第 3 条 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、審議会等の長の許可を得て、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴者は、会議の傍聴中傍聴証を左胸部に着用し、会議終了後、傍聴証を係員に返却しなければならない。

(傍聴者の守るべき事項)

第 4 条 審議会等の会議を傍聴する者は、会場内において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

(3) プラカード、旗等を持ち込み、又ははちまき、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用する等示威的行為をしないこと。

(4) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

(7) 写真撮影、録画及び録音を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。

(8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第 5 条 審議会等の長は、傍聴者が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第6号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。